

平成 20 年 3 月 26 日

各 位

NBRに関する欧州委員会決定への対応について

当社および当社の欧州子会社(ゼオン・ヨーロッパ社およびゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社)は、2008年1月23日付欧州委員会による制裁金決定(5.36百万ユーロ:約8.4億円)を受け、その対応を検討して参りました。

本日開催の取締役会において、提訴した場合、裁判の長期化による時間的・費用的負担が多くなること等を総合的に考慮し、提訴しないことを決議致しましたのでご報告申し上げます。

当社は、コンプライアンスを企業経営の根幹にかかわる重要な経営課題と認識し今後ともコンプライアンス体制の強化を図り、再発防止に努めて参ります。

以上

お問合せ先:

日本ゼオン株式会社 広報室

電話: 03-3216-2747